

四国中央市広告掲載要綱

平成 17 年 6 月 27 日

告示第 81 号

(目的)

第 1 条 この告示は、四国中央市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、民間企業等との協働による新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上並びに地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「広告媒体」とは、市の資産で広告掲載が可能なものをいう。

2 この告示において「広告主」とは、広告を掲載するものをいう。

(広告の掲載制限)

第 3 条 市長は、次のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題の主義主張
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が広告として不相当と認めるもの

2 市長は、次に掲げるものは、広告主としないものとする。

- (1) 法令、条例及び規則に違反しているもの
- (2) 市又は愛媛県から指名停止又は不利益処分を受けているもの
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者として認めるに足りる相当の理由があるもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(広告の掲載基準)

第 4 条 広告媒体の掲載基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第 5 条 広告媒体の種類は、別に定める。

(広告の規格等)

第 6 条 広告の規格及び広告掲載位置等は、別に定める。

(広告募集方法等)

第 7 条 広告募集方法、予定価格及び選定方法は、別に定める。

(審査会)

第8条 広告媒体に掲載する広告の適否を審査するため、四国中央市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

(委員長及び委員)

第9条 委員長は、総務部長をもって充てる。

2 委員は、総務課長、人権施策課長、財政課長、産業支援課長及び観光交通課長をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 市長は、広告媒体及び審査に付する内容に応じ、臨時に委員を任命することができる。

(会議)

第10条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、広告内容、広告掲載等に関し疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるとき、これを開く。

2 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、広報担当課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年7月19日告示第133号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第47号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日告示第53号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日告示第45号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日告示第 57 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日告示第 68 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日告示第 24 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。